

貴族士の博人なる智慮を以て人として敬すの才なり

寺に於て秋等も苦衣を諒せしれ然るに心は静寂を給はば我等一日志を以て
々々誠を以て業務に精励し其の思ふに報ひん上りて次才なり

乞願くは市憲典出らん事と
大正十五年四月九日

工場長 殿

従業員 一 同

歎 歎 奉 項

一日給壹円以上一針壹円以下一針五分未満者一針一分
給リリタリ

二 第一第三日曜を除く他の日八日給全額ヲ支給ス
タリ

右歎願及概也

兵衛清社第八三郎

大正十五年五月十二日

兵庫縣知事 山 縣 治 郎

内務大臣 梶 禮 次 郎 殿

社会局長 長 岡 隆 一 郎 殿

警視總監 大 田 政 弘 殿

京都府政務局長 斎 藤 知 事 殿

神戸地方裁判所 横 手 正 殿

織布協同組合 罷業二回事件

管下多可郡須賀村字西田中野織布工場(工場主宇
野一丈)ハ現在職工二百名(女工十八名)ヲ使用シ且テ予備

15.5.19
第 269 号